



<お知らせコーナー >

「いばらき美しい景観づくり特区」について

県では、屋外広告物について、屋外広告物法及び県屋外広告物条例に基づき、美観風致の維持及び公衆に対する危害の防止を目的とし、設置場所や大きさ等について必要な規制を行っておりますが、特定の地域に限り、地域の特性に応じて、規制の緩和等を行うことにより経済の活性化を図ることを目的とし国が進めている構造改革特区について、水戸市及び龍ヶ崎市の2市の区域の一部を適用区域とし、まちの美観を阻害している県屋外広告物条例に違反する屋外広告物の除却対象の拡大及び迅速化を内容とした「いばらき美しい景観づくり特区」が3月24日に国より認定され、4月1日より両市において、特区に基づく活動が開始されております。

また、「茨城県まちの違反広告物追放推進制度」に基づき特区を活用して違反広告物を除却するボランティアとして、龍ヶ崎市の「青少年育成会龍ヶ崎市民会議八原支部」が認定され、活動を開始しています。

「いばらき美しい景観づくり特区」の概要

1 目的

規制の特例により除却可能となるのぼり旗、金属板等など景観形成を阻害する違反広告物の簡易除却を行うことにより、良好な住環境・都市景観・自然景観などまちの美観風致を維持するとともに、地域のイメージアップによる観光客の増加を図ります。

2 対象区域（2市）

水戸市及び龍ヶ崎市の区域の一部（市街化区域、風致地区及び主要道路）

3 規制の特例の内容

県屋外広告物条例に違反する広告物のうち市町村が自ら簡易除却できる対象物が現行制度によるはり紙、はり札、立看板に加え、金属板や広告旗（のぼり旗）の除却も可能となります。

4 経済的社会的効果

違反広告物の減少により、住宅地においては質の高い住環境を得られ、また、観光地においては、地域イメージが向上することにより観光地としての魅力が向上し観光客の増加が期待されます。さらに、良好な景観が確保されることにより、住民の景観に対する意識が更に高まり、地域の住民自ら又は、住民と行政の連携による景観形成の推進が図られることとなります。

5 県のホームページで特区について紹介しております。

（いばらき美しい景観づくり特区）

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class09/work/tokku/index.htm>

（茨城県が推進する特区全般）

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/kikaku/kikakuka/toc/toc_kikakuka.htm

担 当

茨城県土木部都市局

都市計画課

都市行政担当

TEL 029-301-4579

（編集委員 M.S）